

京都造形芸術大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、京都造形芸術大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、「学校法人瓜生山学園」を設立母体とし、平成 3(1991)年 4 月に開学した。平成 12(2000)年 4 月には、それまで併設されていた「京都芸術短期大学」を統合して総合芸術大学に再編し、その後、改組を経て現在の芸術学部と大学院芸術研究科の体制を整えた。

「芸術的創造と哲学的思索によって良心を手腕に運用する新しい人間観、世界観の創造」を建学の理念とし、「芸術的感性豊かな社会人の育成を以って、我国芸術文化の復興と発展に寄与する」を大学の目的・使命として学則に定めており、これらは教職員はじめ関係者に共有・継承されている。

教授会の運営に関しては、予備的審議機関である「代表教授会」や「合同代表教授会」との役割などについて、明確にするよう規程の整備が望まれる。

学部に専従の教職員を有する「芸術教養教育センター」「プロジェクトセンター」「キャリアデザインセンター」が設けられており、学科ごとの専門教育の成果をより確実に補完する仕組みとなっている。

学生募集広報や学生募集活動を行う「入学広報課」と入学試験の運営など選抜実務を行う「アドミッションオフィス」が設置されており、それぞれ連携しながら学生募集業務に当たっている。「芸術を学ぶ意欲と社会貢献をめざす高い使命感をもった学生の受け入れ」をアドミッションポリシーとして掲げ、ホームページ、募集要項などにこれを明記している。収容定員超過率は、大学院芸術研究科において若干高くなっており是正が望まれる。

学習支援に関しては「キャリア支援」「教学支援」「国際交流」の 3 セクションがあり、事務員・副手・技術員の職員が十分に配置され、充実した学習支援体制が敷かれている。

専任教員数は、大学及び大学院設置基準の定める教員数を上回っている。しかしながら、教員の年齢構成にやや偏りがみられるため、各年代のバランスを図ることが望まれる。

職員の採用・昇任は就業規則並びに「学校法人瓜生山学園職員昇・降格運用について」に基づき運用されているが、人事制度全般についてより充実した規程の整備が望まれる。

職員の資質の向上である SD(Staff Development)は、主に外部機関が行う研修会への参加や他大学への職員派遣による情報交換の形で行われている。今後、更なる質的向上のために、職員研修の実施や支援に関する規程などを整備し、学園又は大学としての組織的か

つ主体的な取組みが望まれる。

大学及び設置者に係る管理運営体制は、寄附行為・就業規則・学則などにに基づき適切に整備されている。理事会は法人の最高議決機関として機能している。常任理事会並びに全学的審議機関である「学園協議会」などに管理部門と教学部門の責任者が出席し、相互の連携を図っている。教育活動に関する点検・評価は、教育計画の策定に併せ充実した内容となっているが、今後は全体を俯瞰した自己点検・評価の実施が望まれる。

財務について、借入金による総負債比率は高いものの、低水準の人件費比率や帰属収支差額の黒字、継続的な定員を上回る学生の確保、計画的な借入金の返済などが実行されており、将来的な収支の改善が十分達成可能な状況である。

教育研究のための校地・校舎は設置基準を満たしたものを保有している。校舎のバリアフリー、耐震については、具体的な整備計画が策定され順次実施されている。

京都の立地を生かし「芸術」をキーワードとした展覧会や劇場公演などの取組みを通して社会との連携を積極的に推進し成果をあげている。

組織倫理については、就業規則を基本に諸規程、各種委員会規程などが制定され概ね整備されている。

総じて、芸術大学としてふさわしい学科、専攻を構成し、建学の精神に基づいた特色ある教育研究を行っているが、一部改善を要する点も看取できるので、改善に取り組むとともに参考意見なども踏まえた上で大学全体の更なる向上・発展への努力を期待する。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

学校法人設置の目的に関して、寄附行為第 3 条において「教育基本法及び学校教育法に従い、藝術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成」と定めている。これを受けて、この設置の理念を具現化するために、学則の第 1 条に、大学の目的及び使命は「学術の中心として広く知識を授けると共に深く芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、芸術的感性豊かな社会人の育成を以って、我国芸術文化の復興と発展に寄与する」と明確に定めている。

これらの理念は、「まだ見ぬわかものたちに」（学園設立の趣旨）、「通信による芸術教育の開学にあたって」（通信教育部開設の趣旨）、「京都文芸復興」（総合芸術大学へ再編成の趣旨）などの冊子にまとめられ、学生、保護者、教職員に配付されている。また、ホームページや広報媒体を通して一般にも公表している。

そのほか、周知のための直接的方法として、年 2 回の定例教職員総会や臨時総会における理事長、学長からの説明や学生に対する理事長講話の機会を設定するなど、きめ細かい取組みがなされている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学には 1 学部 10 学科、3 センター、大学院芸術研究科には修士課程 2 専攻、博士後期課程 1 専攻、通信教育部には 3 学科、通信教育芸術研究科には修士課程を置き、芸術・美術の幅広い領域を持った教育研究機関となっている。また、附置機関として 7 センター、2 研究所を設置し、それぞれの学科、研究科と関連し円滑に運営されている。

学部の教養教育組織として「芸術教養教育センター」を置き、多様な専門領域の教員を配置して、一般教育、専門教育の両方の立場から一体となって教養教育を全学教員で担当している。また「芸術を社会に活かすことのできる人材の育成」を目的として、学科を横断したワークショップを初年次教育に設定し、専門教育を受容する基盤形成と学習動機の喚起を体験型教育で実践している。

教授会の開催が定期的でなく、欠席者の数も多く見られる。更に、教授会規程第 4 条に定められている教授会の審議事項は、大学教学に関する重要事項であるため、代議員会での審議のみならず、教授会でも審議することが望まれる。また、平成 22(2010)年 4 月から施行された「代表教授会に関する内規」「合同代表教授会に関する内規」は、教授会規程との差異が明らかでないことから、教授会、「代表教授会」「合同代表教授会」の役割をより明確にして、それぞれの役割を適切に遂行することが望まれる。

学長のほか、教学担当と社会連携担当の副学長を置き、教育方針などを形成する組織と意思決定過程は、教授会規程に則して大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう運営されている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

理念実現のため、芸術学部には 10 学科、大学院芸術研究科には修士課程として芸術文化研究専攻及び芸術表現専攻の 2 専攻、博士後期課程に芸術専攻、通信教育課程に関しては、通信教育部芸術学部として 3 学科、芸術研究科として芸術環境専攻が設けられている。

学部の目的である「芸術を社会に活かすことのできる人材育成」のため、学科ごとの専門教育を補完する仕組みとして、専従の教職員を有する「芸術教養教育センター」「プロジェクトセンター」「キャリアデザインセンター」が設けられている。また、「芸術教養科目」（一般教養科目）として、学年、学科を超えた編成による各種ワークショップ型初年次教育システムが整備されている。大学院芸術研究科の目標である「芸術による日本の発展を担う人材の養成」のため、修士課程では「芸術文化論特論」及び「原論」科目群を、博士

後期課程では「比較芸術文化論特論」を重要な科目と位置付けている。

通信教育部芸術学部の理念である「芸術を広く深く通信する」と、芸術研究科の理念である「社会の中の芸術的才能を伸長し、洗練させる」を実現させるため、3種の共通シラバスに加えコースごとに「専門教育科目シラバス」が整えられている。更に、多くの専門職員、添削指導教員による充実した遠隔教育及びスクーリング体制がとられている。

学士課程、修士課程、博士後期課程、通信教育課程とも、卒業要件並びに学位授与基準が明確に定められ厳格、公平に実施されている。

教育目標の達成状況を点検・評価するために、全科目に関し授業評価が行われ、その結果は「教育計画書」に反映されている。

【優れた点】

- ・「教育計画書」を用いた授業評価フォローシステムは、教育目的の達成状況を点検・評価するための優れた取組みであり評価できる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

学生募集広報や学生募集活動を行う「入学広報課」と入学試験の運営など選抜実務を行う「アドミッションオフィス」が設置されており、それぞれ連携しながら学生募集業務に当たっている。「芸術を学ぶ意欲と社会貢献をめざす高い使命感をもった学生の受け入れ」をアドミッションポリシーとして掲げ、ホームページ、募集要項などにこれを明記している。学部の入学者選抜方法は、10種類と多岐にわたり、方針に適合する多様な学生を受入れようとする姿勢が看取できる。合否判定は規程に基づき行われているが、教授会での審議が行われていない。収容定員超過率は、学部に関しては概ね適正であるが、大学院芸術研究科では定員を超過しており是正が望まれる。

学習支援に関しては、事務局「教学事務室」のもと、「キャリア支援」「教学支援」「国際交流」の支援対象ごとの3セクションが設けられている。また、各学科や「芸術教養教育センター」「芸術教育資格支援センター」に事務員・副手・技術員が配置されており、手厚い支援体制が敷かれている。更に、留学生対応として「留学生課」、通信教育課程学生対応として「サイバーキャンパス」並びに受付業務専従員が配置されるなど極めて充実した体制となっている。

「保健センター」にはカウンセラーを含む複数の専門職員が常駐し、内科・精神科各々の学校医も定められ、充実した心身健康管理及び相談体制が整備されている。

学生サービス、厚生補導に関しては、学生相談に対応する部署として「学生生活委員会」を軸に、「教学事務室教学支援グループ」「留学生課」があり、面談を行うなどといった体制が整えられている。

「キャリアデザインセンター」を軸として、教職員一体となった充実したキャリア教育

体制が1年次より個別指導体制として組まれている。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

学部、大学院及び通信教育部の専任教員数は、すべて大学及び大学院設置基準の定める教員数を満たしている。

教員の採用・昇任は「教員任用規程」に基づいて施行され、教員の公募制も行われている。また、「特別任用教員制度」は、通常の専任教員とは異なる出講形態や任期付き教員の採用を可能とするものであり、芸術大学の特殊性に適応した人事制度が採用されている。しかしながら、大学院担当教員及び通信教育専任教員の選考規程が定められておらず、規程の整備が望まれる。

研究費の配分について、個人研究費として均等に配分していることに加え、学内公募型の「特別制作研究費助成制度」が設けられている。また、専門分野に応じてスタジオや劇場、研究センターなどを整備している。

平成21(2009)年度、同22(2010)年度における大学院・学部・通信教育の兼務授業担当教員の割合が高い数字を示しているため、それらの教員の授業負担が過大にならないよう対策が望まれる。

学生作品の「合評週間」、授業評価アンケート結果はホームページに公開している。教員自らの授業を自己点検する「授業点検シート」の設定、年度末の「業績報告書」での自己点検・評価などはFD(Faculty Development)活動として機能している。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために必要な職員数が確保されており、バランスのとれた人員配置が行われている。職員の採用は就業規則において、職員昇任・異動の方針は「学校法人瓜生山学園職員昇・降格運用について」において、明示されており適切に運用されている。

大学独自の組織的なSD(Staff Development)は行われていないが、外部の研修機関や姉妹校との連携などを利用しての取組みが行われている。また、職員に対する個人研究費制度を設け、自己研鑽に役立てている。

教育研究の支援体制については、「ものづくり総合研究センター」など、複数の研究センターを設置し積極的に外部資金の獲得に努めている。

事務組織編制の基本視点は学生支援を最重視したものとなっている。また、学科・研究

科などに事務担当職員を配置するなど、充実した事務組織を編制し運営している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、大学及び設置者に係る管理運営体制は寄附行為や就業規則、学則などにに基づき適切に整備されている。

理事会は法人の最高議決機関として機能し、評議員会は諮問機関としてその機能を果たしている。理事会、評議員会の開催、役員・評議員の選考方法、人員構成についても寄附行為の定めに基づいて適切に行われている。

理事会のもとに設置されている常任理事会、また、全学的審議機関として設置されている「学園協議会」などにおいて管理部門と教学部門の責任者が定期的に意見交換や議論を行う場を設け、それぞれの役割を果たしつつ連携できる仕組みが整備されている。

自己点検・評価については、教育活動に関する内容が主となっていることから、今後は「自己点検・評価委員会」が中心的役割を果たし、大学全体を俯瞰した自己点検・評価の実施が望まれる。しかしながら、その体制や教育研究活動などの改善に資するため「京都造形芸術大学自己点検・評価委員会規程」及び「京都造形芸術大学教育活動点検評価実施規程」を整備し、真摯に取り組んでいる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大規模な設備投資のための借入金により総負債比率が高く、流動比率や前受金保有率など一部の財務比率について良好な状況とは言えないものの、人件費比率は低い水準にあり、帰属収支差額は黒字で推移している。志願者は減少傾向にあるものの、学生の確保は継続して定員を上回っている。更に、平成 23(2011)年度には収容定員増が予定されていることから収入の増加が見込まれ、借入金の返済も計画的に行われており、将来的に収支の改善が十分に達成可能な状況である。

予算編成、決算報告、監事監査、公認会計士による監査など一連の会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人瓜生山学園経理規程」に則り、適切に行われている。

財務情報については、ホームページ、大学広報誌、請求に応じた経理課での閲覧により公開されている。

外部資金の導入については、補助金の獲得や「日本庭園・歴史遺産研究センター」や「ものづくり総合研究センター」を利用した受託研究費の受入れを積極的に推進しており、競

争的資金の獲得に向けて大学として真摯な努力が行われている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究活動の目的を達成するための校地・校舎については設置基準を満たしており、映画、舞台芸術などの教育・研究施設として、美術館や「京都芸術劇場」「ギャルリ・オーブ」などの特長のある附属施設を整備し、有効に利用している。

校舎のバリアフリー、耐震については立地上の制約があるものの、具体的な整備計画が策定されており、順次実施されている。施設設備などの保守管理については、外部の専門業者や消防局との連携を図りながら、安全性の確保に努めている。また、「ウルトラファクトリー」の利用についてはライセンス制度を導入し、安全について学生への細かい配慮がなされている。

キャンパスは瓜生山の山麓にあり京都の景観を考慮した大学施設となっており、個性的な校舎が配置され、図書館、体育館、運動場、各種の工房、情報処理施設設備、食堂や売店など学生総数、教育学習内容に併せて適正規模で整備されている。学生の施設の使用時間については十分な利用時間が確保できるよう配慮されており、快適な学生生活や教育研究を行うための環境が整っている。

【参考意見】

- ・耐震が未整備である建物については、その整備計画に基づき、早急かつ確実な対応が望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

公開講座・展覧会・劇場公演など大学が持つ特長のある資源を十分に生かした社会連携が展開され、活発に推進している。また「瓜生山エクステンションセンター」を活用した公開講座にも積極的に取り組んでいる。

企業との共同研究、大学間の密接なネットワークづくりとして「京都文芸復興倶楽部」の組織化、「京都教育懇話会」への参画を構築しており、地元企業との連携・貢献は「プロジェクトセンター」や産学官連携・受託研究窓口としての「リエゾン担当者」の設置などで密になされている。

京都という立地を生かした「芸術」をキーワードとしたさまざまな取り組みを行うことに

より、社会貢献や企業・地域と連携を積極的に推進し成果をあげている。具体的に展覧会は「ギャルリ・オーブ」「ギャラリーRAKU」「芸術館」「附属康耀堂美術館」にて多岐にわたって開かれている。「人間館」の大劇場、小劇場を主体に数多く開かれている劇場公演は、多くの来場者を迎えており、大学の社会的役割を果たしている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

教職員の組織倫理に関する規定は就業規則に定められている。更に、役職員を対象に「学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程」を定めるとともに、その運用のため、「コンプライアンス委員会」が設置されている。

各種ハラスメント対策に関しては、「人間関係委員会」の主導のもと「京都造形芸術大学ハラスメント防止に関するガイドライン」が定められ、教職員及び学生に向け「**STOP SEXUAL HARASSMENT**：セクシュアルハラスメントを防止するために」が配付、学生手帳にも記載されるなど周知徹底されている。

個人情報保護に関しても「学校法人瓜生山学園個人情報保護の基本方針」に基づき、個人情報保護に関する内規が定められ、「個人情報保護委員会」が設置されている。

危機管理体制に関しては、「学校法人瓜生山学園危機管理規程」が定められ、実施体制は専務理事の統括のもと対策本部が設置されている。そのもとに「自衛消防隊」「報道対応担当」が編成され、年に数回消防訓練、避難訓練が実施されている。

重大事故、自然災害発生に備え「重大事故、災害発生時の安否確認と被害者、罹災者支援等に係る内規」が定められ、危機管理マニュアル「命を守る一事故・災害に備えて一」も作成され、教職員、学生に配付し周知されている。

大学の教育、研究、地域における活動成果は、大学広報誌「瓜生通信」、ホームページ、「京都造形芸術大学紀要」などで十分に発信されている。

